

## 自己資本

### 〈自己資本の構成〉

自己資本の構成は、以下のとおりであります。

なお、自己資本比率は、平成19年3月31日から「自己資本比率告示」に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。平成18年9月末は、銀行法第14条の2の

規定に基づき、自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

#### ■連結自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項目		平成18年9月末	平成19年9月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	279,928	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株	(注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—	—
	資本剰余金	404,408	404,408	404,408
	利益剰余金	483,966	270,616	545,629
	自己株式(△)	—	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—	—
	社外流出予定額(△)	108,909	—	369,808
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	—
	為替換算調整勘定	△1,847	△988	△1,400
	新株予約権	—	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	143,392	142,272	149,243
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	135,585	132,744	135,803
	営業権相当額(△)	—	—	—
	のれん相当額(△)	14	—	1
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	6,285	6,460
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,200,924	1,089,952	1,001,538
	繰延税金資産の控除金額(△)	(注2)	—	—
計	(A)	1,200,924	1,089,952	1,001,538
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注3) (B)	135,585	132,744
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	48,976	47,287	47,532
	一般貸倒引当金	107,306	104,320	109,357
	負債性資本調達手段等	683,382	633,402	625,141
	うち永久劣後債務	(注4)	458,909	395,317
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注5)	224,472	238,084
計	(C)	839,665	785,010	782,031
控除項目	控除項目	(注6) (D)	117,286	77,603
	自己資本額	(E)	1,923,303	1,797,359
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	16,357,851	14,477,265	15,295,206
	オフ・バランス取引等項目	811,189	1,244,314	1,214,444
	信用リスク・アセットの額	(F)	17,169,040	15,721,580
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H)/8%)	(G)	—	969,640
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(H)	—	77,571
	計((F)+(G))	(I)	17,169,040	16,691,221
連結自己資本比率(国内基準)=(E)/(I)×100(%)		11.20	10.76	
(参考)連結基本的項目比率=(A)/(I)×100(%)		6.99	6.53	
連結基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合=(B)/(A)×100(%)		11.29	12.17	

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。  
 2. 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は273,443百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は326,985百万円であります。  
 3. 自己資本比率告示第28条第2項（旧自己資本比率告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。  
 4. 自己資本比率告示第29条第1項第3号（旧自己資本比率告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。  
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
 5. 自己資本比率告示第29条第1項第4号及び第5号（旧自己資本比率告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。  
 6. 自己資本比率告示第31条第1項第1号から第6号（旧自己資本比率告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧自己資本比率告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、連結自己資本比率の算定に関し、新日本監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手順に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

## ■単体自己資本比率(国内基準)

(単位: 百万円)

項目		平成18年9月末	平成19年9月末	平成19年3月末
基本的項目 (Tier1)	資本金	279,928	279,928	279,928
	うち非累積的永久優先株 (注1)	—	—	—
	新株式申込証拠金	—	—	—
	資本準備金	279,928	279,928	279,928
	その他資本剰余金	72,280	72,280	72,280
	利益準備金	—	—	—
	その他利益剰余金	532,468	312,088	587,028
	その他	137,404	134,339	142,521
	自己株式(△)	—	—	—
	自己株式申込証拠金	—	—	—
	社外流出予定額(△)	108,909	—	369,808
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	—
	新株予約権	—	—	—
	営業権相当額(△)	—	—	—
	のれん相当額(△)	—	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	6,285	6,460
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	1,193,100	1,072,280	985,417
	繰延税金資産の控除金額(△) (注2)	—	—	—
	計 (A)	1,193,100	1,072,280	985,417
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注3) (B)	135,585	132,744	135,803
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	48,976	47,287	47,532
	一般貸倒引当金	106,951	103,285	108,147
	負債性資本調達手段等	683,382	633,402	625,141
	うち永久劣後債務 (注4)	458,909	395,317	393,045
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株 (注5)	224,472	238,084	232,095
	計	839,310	783,975	780,820
控除項目	うち自己資本への算入額 (C)	839,310	783,975	780,820
	控除項目 (注6) (D)	127,383	81,051	98,033
自己資本額	(A) + (C) - (D) (E)	1,905,027	1,775,204	1,668,205
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	16,297,480	14,394,551	15,191,844
	オフ・バランス取引等項目	814,829	1,247,778	1,216,278
	信用リスク・アセットの額 (F)	17,112,309	15,642,330	16,408,123
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	—	883,320	895,429
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (H)	—	70,665	71,634
計((F) + (G)) (I)	17,112,309	16,525,651	17,303,552	
単体自己資本比率(国内基準) = (E) / (I) × 100(%)		11.13	10.74	9.64
(参考)単体基本的項目比率 = (A) / (I) × 100(%)		6.97	6.48	5.69
単体基本的項目に占めるステップ・アップ金利条項付優先出資証券の割合 = (B) / (A) × 100(%)		11.36	12.37	13.78

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類ごとに分別できないため、非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。  
2. 平成19年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は272,877百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は321,684百万円であります。  
3. 自己資本比率告示第40条第2項 (旧自己資本比率告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等 (海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。  
4. 自己資本比率告示第41条第1項第3号 (旧自己資本比率告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質の全てを有するものであります。  
(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること  
(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること  
(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること  
(4) 利払い義務の延期が認められるものであること  
5. 自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号 (旧自己資本比率告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。  
6. 自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号 (旧自己資本比率告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

当社は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第30号に基づき、単体自己資本比率の算定に関し、新日本監査法人による外部監査を受けております。なお、本外部監査は、会社法等に基づく会計監査の一部ではありません。本外部監査は、当社及び監査法人の間で合意された手順に基づき、自己資本比率の算定に係る当社の内部統制について、監査法人が調査の上、当社が評価を受けたもので、自己資本比率そのものについて意見を表明されたものではありません。

## (※)優先出資証券の概要

当社では、「海外特別目的会社の発行する優先出資証券」を以下のとおり発行し、連結自己資本比率（国内基準）及び単体自己資本比率（国内基準）における自己資本の「基本的項目」に計上しております。

発行体	Resona Preferred Global Securities (Cayman) Limited
発行証券の種類	配当非累積型永久優先出資証券(以下「本優先出資証券」)
償還期日	定めなし
任意償還	平成27年7月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、金融庁の事前承認が必要)
発行総額	11億5千万米ドル
払込日	平成17年7月25日
配当率	平成27年7月の配当支払日までの各配当期間については固定配当率。それ以降の配当期間については変動配当率が適用される。ステップ・アップあり。
配当支払日	毎年7月30日。ただし、当該日が営業日でない場合は翌営業日とする。なお、平成28年7月の配当支払日以降の各配当支払日について翌営業日が翌月となる場合、当該日の直前の営業日とする。
強制配当条項	ある事業年度について、以下の強制的配当停止(制限)及び裁量的配当停止(制限)のいずれにも該当しない場合、その事業年度終了直後の配当支払日に、本優先出資証券に対して満額の配当を行わなければならない。
強制的配当停止(制限)	清算事由、更生事由、支払不能事由または政府による宣言(注1)が発生した場合には配当の支払は停止される。優先株式配当制限または配当可能利益制限が適用される場合には、その適用に応じて配当は停止もしくは減額される。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。
優先株式配当制限	当社優先株式(注2)への配当が減額された場合には本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。
配当可能利益制限	可処分配当可能利益(注3)不足(可処分配当可能利益の額が配当金総額を下回る場合)が発生した場合は、本優先出資証券に対して支払われる配当は、可処分配当可能利益に制限される。
裁量的配当停止(制限)	当社は以下のいずれかの場合にはその裁量により配当を停止もしくは減額することができる。ただし、他の優先出資証券に配当を行う場合には、配当支払日の先後にかかわらず、本優先出資証券にも同割合で配当を支払うものとする。停止もしくは減額された配当は翌期以降に累積しない。 (1) 監督事由(注4)が発生した場合 (2) 直前に終了した事業年度について当社が当社普通株式に対する配当を行わない場合
残余財産請求権	当社優先株式と実質的に同順位

(注) 1. 清算事由、更生事由、支払不能事由、政府による宣言

清算事由:

清算手続の開始、破産手続の開始決定、清算的更生計画作成許可、清算的再生計画提出

更生事由:

会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、または、民事再生法に基づく民事再生手続の開始決定がなされた場合。

支払不能事由:

①債務不履行またはその恐れのある場合、または当該配当により債務不履行またはその恐れのある場合。

②債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

政府による宣言:

監督当局が、当社が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは当社を公的管理下におくこと、または第三者に譲渡することを宣言した場合。

2. 当社優先株式

当社により直接発行され、配当支払に関して最も優先順位の高い優先株式

3. 可処分配当可能利益

可処分配当可能利益とは、ある事業年度の直前の事業年度に係る当社の分配可能額から、当該事業年度中に当社優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額(ただし、当該事業年度に当社優先株式に支払われる中間配当は可処分配当可能利益の計算上は考慮しない。)の合計額を控除したもの。ただし、当社の子会社によって発行され、配当請求権、議決権、及び清算時における権利が当社の財務状況及び経営業績によって決定され、本優先出資証券が発行体及び当社に対して有する劣後関係と同様の関係を有する証券が存在する場合には、可処分配当可能利益の調整を行う。

4. 監督事由

当社の自己資本比率または基本的項目の比率が、銀行規制により要求される最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合。

## ■大株主の状況

## 1. 普通株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	30,845,461	100.00
計	—	30,845,461	100.00

## 2. 乙種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	680,000	100.00
計	—	680,000	100.00

## 3. 戊種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	240,000	100.00
計	—	240,000	100.00

## 4. 己種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	80,000	100.00
計	—	80,000	100.00

## 5. 第1種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

## 6. 第2種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,808,217	100.00
計	—	12,808,217	100.00

## 7. 第3種第一回優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	12,500,000	100.00
計	—	12,500,000	100.00

## 〈自己資本の充実度評価〉

## ■総所要自己資本額、自己資本比率、基本的項目比率(連結)

(単位：百万円)

		平成19年9月末	平成19年3月末
(1)信用リスクに対する所要自己資本の額	(注1)	628,863	661,823
標準的手法が適用されるポートフォリオ		622,744	656,672
証券化エクスポージャー		6,119	5,151
(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	(注2)	38,785	39,503
粗利益配分手法		38,785	39,503
(3)連結総所要自己資本額((1)+(2))	(注3)	667,648	701,326
(4)連結自己資本比率		10.76%	9.65%
(5)連結基本的項目比率		6.53%	5.72%

- (注) 1. 信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額  
 2. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に4%を乗じた額  
 3. 自己資本比率算出上の分母に4%を乗じた額

## ■信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)(連結)

(単位:百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める リスク・ウェ イト(%)	平成19年 9月末	平成19年 3月末
1.現金	0	—	—
2.我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	—	—
3.外国の中央政府及び 中央銀行向け	0~100	690	747
4.国際決済銀行等向け	0	—	—
5.我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6.外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20~100	0	63
7.国際開発銀行向け	0~100	—	5
8.我が国の政府関係機関向け	10~20	1,472	2,192
9.地方三公社向け	20	39	130
10.金融機関及び証券会社向け	20~100	18,317	20,906
11.法人等向け	20~100	283,612	299,180
12.中小企業等向け及び個人向け	75	63,158	64,670
13.抵当権付住宅ローン	35	56,314	56,977
14.不動産取得等事業向け	100	89,049	86,348
15.三月以上延滞等	50~150	3,211	5,160
16.取立未済手形	20	14	0
17.信用保証協会等による保証付	10	2,433	2,444
18.出資等	100	21,663	33,471
19.上記以外	100	33,989	37,215
20.証券化(オリジネーターの 場合)	20~100	3,102	2,558
21.証券化(オリジネーター以外の 場合)	20~350	898	187
複数の資産を裏付とする資産 22.(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	—	1,122	360
計	—	579,090	612,613

(注) 所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額としております。  
証券化エクスポージャーのうちスポンサーに該当するものは、上記の「証券化(オリジネーターの場合)」に含めております。

## ■信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)(連結)

(単位:百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める 掛目 (%)	平成19年 9月末	平成19年 3月末
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は 自動的に取消可能なコミットメント	0	—	—
2. 原契約期間が1年以下の コミットメント	20	2,312	2,605
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	282	295
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する 元本補てん信託契約)	50	1,005	968
5. NIF又はRUF	50 <75>	—	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	5,903	5,771
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8. 信用供与に直接的に代替する 偶発債務	100	21,652	21,556
(うち借入金の保証)	100	—	14,198
(うち有価証券の保証)	100	—	—
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない 元本補てん信託契約)	100	5,305	4,294
(うちクレジット・デリバティ ブのプロテクション提供)	100	—	—
9. 買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込 株式又は部分払込債券	100	—	—
有価証券の貸付、現金若しく は有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売 却若しくは売戻条件付購入	100	3	—
11. 派生商品取引	—	16,495	15,610
(1) 外為関連取引	—	15,632	13,927
(2) 金利関連取引	—	4,376	4,718
(3) 金関連取引	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	0	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	2	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(△)	—	3,516	3,035
13. 長期決済期間取引	—	—	—
14. 未決済取引	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る 15. 適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
上記以外のオフ・バランスの 16. 証券化エクスポージャー	100	2,118	2,405
計	—	49,772	49,210

(注) 所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額としております。

## ■総所要自己資本額、自己資本比率、基本的項目比率(単体)

(単位：百万円)

		平成19年9月末	平成19年3月末
(1)信用リスクに対する所要自己資本の額	(注1)	625,693	657,763
標準的手法が適用されるポートフォリオ		619,574	652,612
証券化エクスポージャー		6,119	5,151
(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	(注2)	35,332	35,817
粗利益配分手法		35,332	35,817
(3)単体総所要自己資本額((1)+(2))	(注3)	661,026	693,580
(4)単体自己資本比率		10.74%	9.64%
(5)単体基本的項目比率		6.48%	5.69%

- (注) 1. 信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額  
 2. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額に4%を乗じた額  
 3. 自己資本比率算出上の分母に4%を乗じた額

## ■信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)(単体)

(単位:百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める リスク・ウェ イト(%)	平成19年 9月末	平成19年 3月末
1.現金	0	—	—
2.我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	—	—
3.外国の中央政府及び 中央銀行向け	0~100	240	122
4.国際決済銀行等向け	0	—	—
5.我が国の地方公共団体向け	0	—	—
6.外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20~100	0	63
7.国際開発銀行向け	0~100	—	5
8.我が国の政府関係機関向け	10~20	1,472	2,192
9.地方三公社向け	20	39	130
10.金融機関及び証券会社向け	20~100	17,236	18,708
11.法人等向け	20~100	281,666	297,686
12.中小企業等向け及び個人向け	75	63,153	64,666
13.抵当権付住宅ローン	35	56,314	56,977
14.不動産取得等事業向け	100	89,049	86,348
15.三月以上延滞等	50~150	3,157	5,125
16.取立未済手形	20	14	0
17.信用保証協会等による保証付	10	2,433	2,444
18.出資等	100	22,059	34,027
19.上記以外	100	33,822	36,881
20.証券化(オリジネーターの 場合)	20~100	3,102	2,558
21.証券化(オリジネーター以外の 場合)	20~350	898	187
複数の資産を裏付とする資産 22.(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	—	1,122	360
計	—	575,782	608,479

(注) 所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額としております。  
証券化エクスポージャーのうちスポンサーに該当するものは、上記の「証券化(オリジネーターの場合)」に含めております。

## ■信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)(単体)

(単位:百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める 掛目 (%)	平成19年 9月末	平成19年 3月末
任意の時期に無条件で取消可 1.能又は自動的に取消可能なコ ミットメント	0	—	—
2.原契約期間が1年以下の コミットメント	20	2,312	2,605
3.短期の貿易関連偶発債務	20	238	245
4.特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元 本補てん信託契約)	50	—	—
5.NIF又はRUF	50 <75>	—	—
6.原契約期間が1年超のコミットメント	50	5,914	5,830
7.内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—	—
8.信用供与に直接的に代替する 偶発債務 (うち借入金の保証)	100	21,849	21,643
(うち有価証券の保証)	100	—	14,329
(うち手形引受)	100	—	—
(うち経過措置を適用しない 元本補てん信託契約)	100	5,305	4,294
(うちクレジット・デリバティ ブのプロテクション提供)	100	—	—
9.買戻条件付資産売却又は求償 権付資産売却等(控除後)	—	—	—
買戻条件付資産売却又は求 償権付資産売却等(控除前)	100	—	—
控除額(△)	—	—	—
10.先物購入、先渡預金、部分払込 株式又は部分払込債券	100	—	—
有価証券の貸付、現金若しく は有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売 却若しくは売戻条件付購入	100	3	—
12.派生商品取引	—	16,494	15,609
(1)外為関連取引	—	15,631	13,926
(2)金利関連取引	—	4,376	4,718
(3)金関連取引	—	—	—
(4)株式関連取引	—	0	—
(5)貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—
(6)その他のコモディティ関連取引	—	—	—
(7)クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	2	—
一括清算ネットティング契約に よる与信相当額削減効果(△)	—	3,516	3,035
13.長期決済期間取引	—	—	—
14.未決済取引	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る 15.適格流動性補完及び適格なサー ビサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—	—
16.上記以外のオフ・バランスの 証券化エクスポージャー	100	2,118	2,405
計	—	49,911	49,284

(注) 所要自己資本の額は信用リスク・アセットの額に4%を乗じた額としております。